自動車保管場所(駐車場)使用契約書

佐藤俊男を甲とし、賃借人うねおか歯科クリニックを乙とし、 次の通り自動車保管場所(駐車場)使用契約を締結する。

- 第1条 駐車場は下記の通りとする。 所在地 仙台市宮城野区東仙台2丁目18-29
- 第2条 契約の期間は、平成之7年 3月 / 日から2年間とする。ただし、甲・乙は協議の上、合意があれば期間満了日の翌日を始期とし新たな使用契約を締結することができる。
- 第3条 使用料は、月額35,000円とし、毎月末日までに翌月分を下記の指定口座へ支払うものとする。

指定口座 七十七銀行東仙台支店 口座番号 普通預金 5259720 名義人 佐藤俊男

- 第4条 月の途中における契約の場合は、その月の使用料は日割り計算とする。ただし、月の途中における解約の場合は、既納の使用料は返戻しないものとする。
- 第5条 乙は、使用料の滞納、その他本契約に基づく債務支払いの必要があるときには、甲からその旨の通知を受けた日から7日以内に、これを補てんしなければならないものとする。
- 第6条 甲は、公租公課の増徴、物価の高騰その他相当の事由があるときは、甲・乙協議の上、第3条の使用料を増額できるものとする。
- 第7条 乙は、甲が別に定める利用規定(甲が規定を変更したときは、変更後の規定)を遵守するものとする。
- 第8条 甲は、駐車場内における自動車並びにその付属品、燃料及び留置品の損害については、そ の責めに任じないものとする。
- 第9条 乙(同乗者を含む)が、故意または過失によって駐車場内の他の自動車、施設及び器具等 に損害を与えたときは、乙がその責任を負うものとする。また、甲は駐車場内における利 用者または歩行者の怪我等については、その責任を負わないものとする。
- 第10条 本契約による駐車権は、他人に譲渡することはできないものとする。 2 本契約による駐車権は、借地借家法の適用を受けないことを、甲乙ともに確認する。
- 第11条 甲及び乙は、第2条に定める契約期間であっても、1ヶ月の予告期間をもって本契約の 解約を申し入れることができるものとする。